

■固定資産税

納税通知書は、4月15日に発送予定です。

土地および家屋については、町内全域において通常課税となります。

家屋における原子力災害による軽減率については、引き続き継続しますが、り災証明書の被害の程度が半壊以上の家屋で、既に修繕を行っている家屋については、昨年に引き続き、修繕率に応じて軽減率が変更となります。また、住宅を新築した場合、その住宅の住居として用いられている部分（居住部分）の床面積が120㎡までのものは全部、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する税額が、一定期間1/2に減額されます。

■町県民税

普通徴収の納税通知書は、6月15日に発送予定です。

なお、給与特別徴収の納税通知書は、5月13日に発送予定です。

■国民健康保険税

納税通知書は、7月15日に発送予定です。

昨年度に引き続き、基準総所得金額などが600万円以下の世帯につきましては、減免となります。

■税務証明について

令和4年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。また、令和4年度の所得証明および課税証明については、町県民税が特別徴収となっている方は5月13日から、それ以外の方は6月15日から発行が可能となります。

■令和4年度の納付について

口座振替については再振替ができないことから振替前までに口座残高のご確認をお願いします。

納税貯蓄組合に加入されている方は、各組合長に納付書を送付しています。

■土地・家屋価格など縦覧制度の閲覧について

令和4年度固定資産税の納税者の方は、「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

日 時：令和4年4月1日（金）～5月2日（月） 午前8時30分～午後5時15分

場 所：広野町役場町民税務課

必要書類：申請者の印鑑・身分証明書・固定資産税納税通知書など

代理の場合は委任状

そ の 他：同帳簿には、所有者の情報は記載していません。

また、同帳簿の写しの交付は行いません。

【町税などの納期】

税 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税		1期 6/30		2期 8/31		3期 10/31		4期 12/26			
固定資産税	1期 5/2			2期 8/1	3期 9/30		4期 11/30				
軽自動車税	全期 5/31										
国民健康 保険税				1期 8/1 2期 8/31	3期 9/30	4期 10/31	5期 11/30	6期 12/26	7期 1/31	8期 2/28	9期 3/31

令和4年度における町税の課税情報

令和4年度における町税の課税情報を下記のとおりお知らせします。

納期限内に忘れずに納めるようにしましょう。

問 広野町 町民税務課 賦課係 ☎0240-27-4160



■軽自動車税

納税通知書は、4月26日に発送予定です。納期限は、5月31日です。

軽自動車税の賦課期日は従来どおり4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して、軽自動車税が課税されます。

また、令和4年度から、軽自動車税納税通知書は4月下旬に発送し、納期限は5月末となります。

賦課期日（4月1日）の軽自動車の取得・廃車などの状況を確認できる時間を十分に確保し、より適正な課税を図るとともに、納付までの期間を十分に確保するためです。

◎軽自動車（4輪および3輪）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされる車は、税率欄の「②（現行税率）」、平成29年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過する車両※は、税率欄の「③（重課税率）」が適用されます。令和4年度は、最初の新規検査年月が平成21年3月以前の車両が重課税率の対象となります。また、平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、13年を経過するまでは、税率欄の「①（旧税率）」のとおりとなります。

種類および用途区分			税 率（1台）		
			①旧税率	②現行税率	③重課税率
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。